

1. 従業員の自家用車の業務使用について

会社の仕事で自動車を使うとき、会社の自動車を使用することが原則ですが、車両取得、維持コストあるいは使用利便性等によって、社員の所有する自動車、オートバイ等を業務用に使用させている会社は少なくないでしょう。特に営業の仕事での自動車等の活用による生産性は、電車やバスの公共交通機関を利用することに比べて問題にならないはずですが、

このような場合、自家用車のガソリン代、保険料、維持費について会社から費用の補助をおこなうことが多いと思われますが、実費弁償となるように支給基準を明確にしておくことが重要になります。走行距離等に関係なく一律の金額を支払っているときには、支払われた金額は賃金となる場合があります。賃金に該当する場合には、残業や休日出勤の割増賃金の計算の基礎賃金の一部になってしまいます。(余談ですが、社員の携帯電話の電話料の一部を一律的に補助するときにも同じく賃金となる場合があります。)

明確にする支給基準は、就業規則に盛り込むか、あるいは別に「車両管理規程」もしくは「私有車業務使用規程」等の名称で別規程を作成し、その中に明示すれば良いでしょう。別規程を作成するときに同時に、自家用車を使用することができる社員の条件、加入すべき任意保険の額、遵守事項、禁止事項等を定めておけば交通事故等の予防ができますし、最悪にも交通事故等が起きてしまった場合のトラブルの発生予防もできます。

当事務所では、「車両管理規程」、「携帯電話取扱規程」といったオリジナルの各種諸規程の作成、変更を承りますので、ご興味のある事業主様は是非ご相談ください。

2. 「年金記録確認第三者委員会」とは？

膨大な行方不明の年金記録データの話は連日取沙汰されていますが、“中央第三者委員会 15 件の年金給付認める”、“第三者委員会への申込み始まる”と情報が流れている「第三者委員会」とは一体何でしょうか？

正式には「年金記録確認第三者委員会」といい、年金記録訂正のあっせんを社会保険庁に対して行う機関の「中央第三者委員会」と各都道府県に設置される「地方第三者委員会」があります。実際にどのような場合にこの第三者委員会への申込みが必要になるのでしょうか？

7月17日からは、各社会保険事務所での、地方第三者委員会への年金記録確認の申込みの受理がスタートします。年金記録は、社会保険事務所等への照会申込みや、社会保険庁より送付される各個人の記録(従来58歳の方を対象に送付していましたが、今後対象者を拡大し全ての被保険者に送付する予定)などから確認します。ここで加入記録に漏れがあった場合、社会保険庁に対して加入記録の照会依頼を行います。この照会の結果にもとづいて漏れていた期間を統合するのですが、加入期間が見つからないとか、記録を証明する物的証拠が無い場合に、第三者委員会に記録の確認を申込み、判断されるそうです。テレビでも流れていましたが、「人柄など総合的に見て判断する」という怪しい基準です。つまり、まずは職歴、住所の履歴などから年金記録の確認して、どうしても見つからない時の最終手段としての第三者委員会がでできます。まだスタートまもない制度ですが、他の年金関係の法改正同様、気をつけておきたいポイントです。

3. 事務所 夏季休業のお知らせ

8月15日(水)～17日(金)まで、お休みをいただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご承知おさください。

編集後記

私は目に見えない力を結構信用しちゃうのですが、特に「マイナスイオン」にはめっぽう弱いんです。先日マイナスイオン発生機付高級扇風機を求めてアキバへ。マイナスイオン人工発生装置は開発後、様々な電気製品に付いていますが、人工のものは発生後3、4秒で壊れてしまうそうです。また、マイナスイオンが本当に人体にどういう効果があるのかははっきりと検証されたのはヘアケア部門だけで、他はまだ分からないそう。森林浴で浴びているのは約7000個のマイナスイオンだから、きっとそれが癒しなどの良い影響を及ぼしているのではないかとのことです。人工的に作ったものは何万個もでているそうですが森林浴には負けてるよなあ。(秋山)



社会保険労務士事務所
あおぞら人事・労務サポート
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 4-15-33-710
TEL:0422-44-9487
FAX:0422-44-9477
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com